

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、児童扶養手当事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

群馬県みどり市長

公表日

令和7年7月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当受給者(申請者)等の住民基本台帳情報・所得情報・年金受給情報等を審査し、児童扶養手当の受給認定等を行うにあたり、次の事務で特定個人情報を取り扱う。 ・児童扶養手当認定請求者からの認定請求書の受理 ・認定請求書、各種届出書に基づく受給資格認定、手当額決定、児童扶養手当証書等の交付 ・現況届の審査 ・他自治体等への住民基本台帳情報、住民税課税情報、公的年金受給状況等の照会
③システムの名称	児童扶養手当システム、中間サーバー、宛名管理システム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表56の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17、20、42、89、90、125、141、155、161の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第15項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 こども未来戦略局 子育て相談課
②所属長の役職名	子育て相談課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	みどり市保健福祉部こども未来戦略局子育て相談課(みどり市大間々町大間々1511番地 0277-76-2111)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	みどり市保健福祉部こども未来戦略局子育て相談課(みどり市大間々町大間々1511番地 0277-76-2111)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報のみを提供を受けることとしているため、不要な情報の入手が行われることはない。このため、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ 十分でない <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	漏えい・毀損を防ぐため、本事業に係るシステム利用に際してはパスワード設定を行い運用している。 また、保管について、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	こども課長 松島 君子	こども課長 武井 和子	事後	平成27年8月に見直しを行ったため
平成27年8月27日	1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童扶養手当システム、中間サーバー	児童扶養手当システム、中間サーバー、宛名管理システム	事前	平成27年8月に見直しを行ったため
令和1年6月27日	5.評価実施期間における担当部署②所属長	こども課長 武井 和子	こども課長	事後	
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月17日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月17日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅳ リスク対策	—	項目の追加	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和3年8月6日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 57の項 【別表第二における情報提供の根拠】 12、15、26、30、47、57、65、87の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 57の項 【別表第二における情報提供の根拠】 12、15、26、30、47、57、65、87の項	事前	令和3年9月1日付で施行される番号法の改正に向けた変更
令和3年8月6日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年7月1日 時点		
令和3年8月6日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年7月1日 時点		
令和4年8月12日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	令和4年7月1日 時点		
令和4年8月12日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	令和4年7月1日 時点		
令和5年3月1日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	児童扶養手当システム、中間サーバー、宛名管理システム	児童扶養手当システム、中間サーバー、宛名管理システム、サービス検索・電子申請機能	事前	電子申請開始に伴う変更
令和5年8月18日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点	令和5年7月1日 時点		
令和5年8月18日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点	令和5年7月1日 時点		
令和7年7月9日	Ⅲ3法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一の37の項	・番号法第9条第1項 別表56の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第29条	事後	法改正に伴う変更
令和7年7月9日	Ⅳ4②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 57の項 【別表第二における情報提供の根拠】 12、15、26、30、47、57、65、87の項	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17、20、42、89、90、125、141、155、161の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第15項	事後	法改正に伴う変更
令和7年7月9日	Ⅴ5.評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部 こども課	保健福祉部 こども未来戦略局 子育て相談課	事後	組織改編に伴う変更
令和7年7月9日	Ⅴ5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	こども課長	子育て相談課長	事後	組織改編に伴う変更
令和7年7月9日	Ⅶ7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	みどり市 保健福祉部 こども課(みどり市笠懸町鹿2952番地 0277-76-2111)	みどり市保健福祉部こども未来戦略局子育て相談課(みどり市大間々町大間々1511番地 0277-76-2111)	事後	組織改編に伴う変更
令和7年7月9日	Ⅶ8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	みどり市 保健福祉部 こども課(群馬県みどり市笠懸町鹿2952番地 0277-76-2111)	みどり市保健福祉部こども未来戦略局子育て相談課(みどり市大間々町大間々1511番地 0277-76-2111)	事後	組織改編に伴う変更
令和7年7月9日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年7月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	評価再実施に伴う変更
令和7年7月9日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年7月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	評価再実施に伴う変更
令和7年7月9日	Ⅵ8. 人為的なミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年7月9日	Ⅵ8. 判断の根拠	—	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報のみを提供を受けることとしているため、不要な情報の入手が行われることはない。このため、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年7月9日	Ⅵ11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年7月9日	Ⅵ11. 当該対策は十分か	—	十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年7月9日	Ⅵ11. 判断の根拠	—	漏えい・毀損を防ぐため、本事業に係るシステム利用に際してはパスワード設定を行い運用している。 また、保管について、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴う項目追加